

議会事務局業務委託希望型指名競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、議会事務局が発注する業務委託において、より透明性・競争性を高め、公正な競争を確保するため、業務委託ごとに、事前に入札参加の希望を募り、希望者の中から指名業者を選定する入札方式（以下「希望型指名競争入札」という。）を実施するに当たり、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 希望型指名競争入札の対象となる業務委託（以下「対象業務」という。）は、別に定めるものとする。

(参加資格要件)

第3条 希望型指名競争入札の参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- (2) 当該業務の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (3) 会社更生法（昭和14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- (6) 対象業務委託の発注年度の前年度までの千葉市税を滞納している者
- (7) 千葉市物品等入札参加資格者名簿に登載されていない者
- (8) 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者
- (9) 前各号のほか必要と認めて定める者

2 前項に定めるもののほか、対象業務の種類又は性質により次に掲げる資格要件を設けたときは、入札参加者は、必要とされる当該資格を有する者でなければならない。

- (1) 対象業務と同種業務の履行実績
- (2) 技術者の配置
- (3) 本市入札参加資格者名簿に登載の地区区分
- (4) 前各号のほか対象業務ごとに必要と認めて定める要件

(参加資格要件の審査)

第4条 業務委託を担当する課長（以下「担当課長」という。）は、前条の規定により参加資格要件を設けようとするときは、その内容について、当該契約に係る施行決定において定めるものとする。

(対象業務の公表)

第5条 担当課長は、対象業務を委託発注表(様式第1号)により公表するものとする。

(入札参加申請の手続)

第6条 入札参加希望者は、対象業務について、入札参加の申請をしようとするときは、希望型指名競争入札参加申請書(様式第2号。以下「入札参加申請書」という。)を提出しなければならない。

2 担当課長は、入札参加申請書の受付に際して必要があると認めたときは、関係書類の提出を求めることができる。

(入札参加申請の期間)

第7条 入札参加申請書の受付期間は、対象業務の公表を開始した日から公表の最終日までとし、委託発注表において定めるものとする。

(指名業者の審査)

第8条 担当課長は、入札参加申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、第3条に規定する参加資格要件を満たしている者について、指名業者として選定するものとする。

2 担当課長は、前項の規定により選定された者の全てを指名するものとする。

3 第1項の規定に基づく指名業者の選定は、当該契約に係る施行決定の専決区分により行うものとする。

(非指名通知)

第9条 市長は、前条第1項の規定により指名業者として選定しなかった者に対しては、その旨を非指名通知書(様式第3号)により通知しなければならない。

2 前項の非指名通知書を受けた者は、当該通知のあった日から3日以内に、非指名とした理由について、書面にて説明を求めることができる。

3 市長は、前項による請求があった場合は、回答通知書(様式第4号)により回答しなければならない。

(指名業者選定後の手続)

第10条 第8条の規定による指名業者の選定を行った後は、指名競争入札の手続きにより行う。

(補則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、議会事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月13日から施行し、平成21年度予算の執行に係る業務委託から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月18日から施行し、平成23年度予算の執行に係る業務委託から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行し、令和2年度予算の執行に係る業務委託から適用する。